

現場代理人及び主任技術者等の配置について

1 趣旨

担い手確保及び生産性向上を目的として、現場代理人及び主任技術者等の兼務制限を改正します。

2 内容

(1) 監理技術者の取扱い

税込金額	兼務制限
[設計金額] 2億円	兼務不可
	2件以内 ○次の条件を全て満たすこと（専任特例2号） - それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任配置すること - 世羅町内で工事現場間の間隔が10km程度以内であること - 監理技術者が施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立会等の職務を適正に遂行すること - 監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡が取れる体制であること - 監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること - 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
	2件以内 ○次の条件を全て満たすこと【新設】（専任特例1号） - 工事現場間が一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること - 下請次数が3を超えないこと - 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること - 工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること - 人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと - 工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること - 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと
[請負金額] 1億円 (建築一式 2億円)	

(2) 主任技術者の取扱い

税込金額	兼務制限
1 億円 (建築一式 2 億円)	2 件以内 ○次の条件を全て満たすこと ・世羅町内で工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・密接な関係 (※ 1) がある公共工事であること (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)
	2 件以内 ○次の条件を全て満たすこと (専任特例 1 号)。 ・工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること ・下請次数が 3 を超えないこと ・連絡員 (土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者) を工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を情報通信技術 (CCUS 等) を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器 (スマートフォンやタブレット端末等) が設置され、かつ当該危機を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 1 号に係る条件を満たすこと
	兼務制限なし
4,500 万円 (建築一式 9,000 万円)	

(3) 現場代理人の取扱い

税込金額	兼務制限
4,500 万円 (建築一式 9,000 万円)	2 件以内 ○次の条件を全て満たすこと ・世羅町内で工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・密接な関係 (※ 1) がある公共工事であること (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)
	5 件以内 ・町内の公共工事に限る。 ・災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託 (路線委託) に係る主任技術者・現場代理人の件数は含めない。その場合においては、発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

【現場代理人兼務申請について】

(ア) 他の公共工事の現場代理人又は技術者等に配置している者を、現場代理人とする場合は、兼務申請をすること。

(イ) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。ただし、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認める。

(ウ) 兼務の申請先が全て世羅町である場合には、新たに受注した工事の担当者へ、申請を行えば足りるものとする。

(エ) 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、その承認を取消すものとする。

- ・兼務を承認した日から起算して 14 日を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
- ・発注者が兼務を承認することが適当でないと判断したとき

(4) 営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の配置について

税込金額	兼務制限
1 億円 (建築一式 2 億円)	配置不可
	○次の条件を全て満たす場合に限る【新設】 ・配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結。 ・配置する工事現場の数が1以下 ・配置する営業所と工事現場との間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね2時間以内であること ・下請次数が3を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと ・当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等に係る条件を満たすこと ※監理技術者としての配置は特定営業所技術者に限る (営業所技術者及び経營業務の管理責任者は不可)
4,500万円 (建築一式 9,00万円)	○次の条件を全て満たす場合に限る ・配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結 ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接 ・当該営業所との間で常時連絡が可能

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。密接な関係(関連)の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号）による。
- ※ 低入札価格調査制度対象工事における低入札技術者については、兼務制限緩和の対象外とする。
- ※ 主任技術者又は監理技術者の配置期間は、引渡しを受けた日までである。
- ※ 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者等として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ※ 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、営業所に常勤していることが原則であるため、現場代理人として配置することはできません。

3 適用期間

なお、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、設計図書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。